

第2回 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会

次 第

令和8年4月15日(水)18時30分
於：東棟3階庁議室(オペレーションルーム)

1 開会

2 委員及び区側出席者紹介

3 議事

- (1) 条例制定の基本的な考え方(議論の視点)
- (2) 子どもの意見聴取・実態把握について(案)
- (3) (仮称)いじめ防止等対策推進条例素案シンポジウム(案)
- (4) (仮称)世田谷区いじめ防止等対策推進条例素案(案)について

4 閉会

次回 令和8年7月15日(水)18時30分～

第2回 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会

資料一覧

- | | |
|------|-----------------------------|
| 資料 1 | 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会委員名簿 |
| 資料 2 | 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会事務局名簿 |
| 資料 3 | 条例制定の基本的な考え方（議論の視点） |
| 資料 4 | 子どもの意見聴取・実態把握について（案） |
| 資料 5 | （仮称）いじめ防止等対策推進条例素案シンポジウム（案） |

世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会 委員名簿

委員（敬称略 委員長・副委員長を除き、五十音順）

分野	氏名	経歴等
学識経験者	(委員長) 藤平 敦	日本大学文理学部 教授 元国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官 世田谷区いじめ問題対策専門委員会 委員長
専門家 (法律)	(副委員長) 佐藤 香代	法律事務所たいとう 弁護士 東京弁護士会子ども的人権と少年法に関する特別委員会委員 世田谷区いじめ問題対策専門委員会 副委員長
専門家 (学校経営)	石鍋 浩	明海大学 客員教授 元稲城市指導室長 元御成門中学校長、元全日本中学校長会生徒指導部長 世田谷区いじめ問題対策専門委員会 委員
専門家 (法律)	加藤 昌子	くれたけ法律事務所 弁護士 東京弁護士会子ども的人権と少年法に関する特別委員会委員
専門家 (福祉)	竹村 睦子	一般社団法人子ども・若者応援団 代表理事 社会福祉士、精神保健福祉士 都立特別支援学校外部専門員、宮城県教育委員会スクールソーシャルワーカー 世田谷区いじめ問題対策専門委員会 委員
専門家 (福祉)	西村 由紀	特定非営利活動法人メンタルケア協議会 副理事長 精神保健福祉士、公認心理師 東京都こころといのちのサポートネット（子供サポートチーム）支援員 世田谷区自殺対策協議会 委員
専門家 (心理)	松丸 未来	東京認知行動療法センター 臨床心理士・公認心理師 東京都公立学校、私立小・中高等学校、及び海外日本人学校スクールカウンセラー

第2回 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会 出席関係者名簿

委員（五十音順 敬称略）

分野	氏名	所属等
PTA（中学校）	開発 一博	世田谷区立中学校 PTA 連合協議会会長
PTA（小学校）	佐野 岳	世田谷区立小学校 PTA 連合協議会会長
学識経験者 （デジタル・シティズ ンシップ教育）	豊福 晋平	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授
世田谷区子どもの 権利擁護代表委員	平尾 潔	弁護士
学識経験者 （社会福祉学）	牧野 晶哲	白梅学園大学准教授 スクールソーシャルワーカー・スー パーバイザー
民生委員・児童委員代 表	吉村 実	世田谷区民生委員児童委員協議会副 会長

世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会 区管理職一覧

《教育委員会事務局》

教育長	知久 孝之
学校教育部長	山田 一哉
教育総合センター長	宇都宮 聡
学校教育部副参事	赤司 祐介
教育指導課長	東城 良尚
教育相談課長	水谷 敦

《区長部局》

子ども・若者部長	松本 幸夫
子ども・若者支援課長	寺西 直樹

条例制定の基本的な考え方（議論の視点）

— 子ども中心のいじめ防止等対策を実効性のある制度として構築する —

I 条例制定にあたっての基本認識

1 いじめとは

- ・いじめは、重大な人権侵害に発展し得る行為であり、子どもの心身・生命に深刻な影響を与えることがある。
- ・一方で、いじめは子どもの発達過程や、友人関係に限らない子どもを取り巻く多様な人間関係の葛藤の中で生じ得るものであり、加害行為を行った特定の個人の悪意や資質だけに原因を求めることはできない場合が多くある。
- ・子どもは、状況や関係性によって、被害者にも加害者にも、また傍観者にもなり得る存在である。

2 条例の基本姿勢

- ・いじめを「起こしてはならない事象」として否定するだけでなく、起こり得るものとして捉え、事態が深刻化せず、関係する子どもが孤立することなく、問題が固定化しないようにする体制を整える。
- ・処罰や責任追及を中心とするのではなく、子どもの置かれている状況や背景を理解し、関係の修復と子ども主体の解決に向けた学びにつなげる対応を重視する。
- ・被害を受けた子どもの安全・安心の確保と尊厳の回復を図ることを最優先としつつ、関係したすべての子どもを孤立させない。

II 条例制定の基本理念

1 条例の目的と基本的立場

(1) 条例の目的

本条例は、

- ・いじめの未然防止
- ・兆候段階での早期発見
- ・発生時の迅速かつ適切な対応
- ・被害を受けた子どもの心身の回復
- ・再発防止と子どもの関係性の修復

を総合的に推進し、学校をはじめとして、「すべての子どもが安全・安心に学び、生活し、成長できる環境を確保すること」を目的とする。

(2) いじめの捉え方

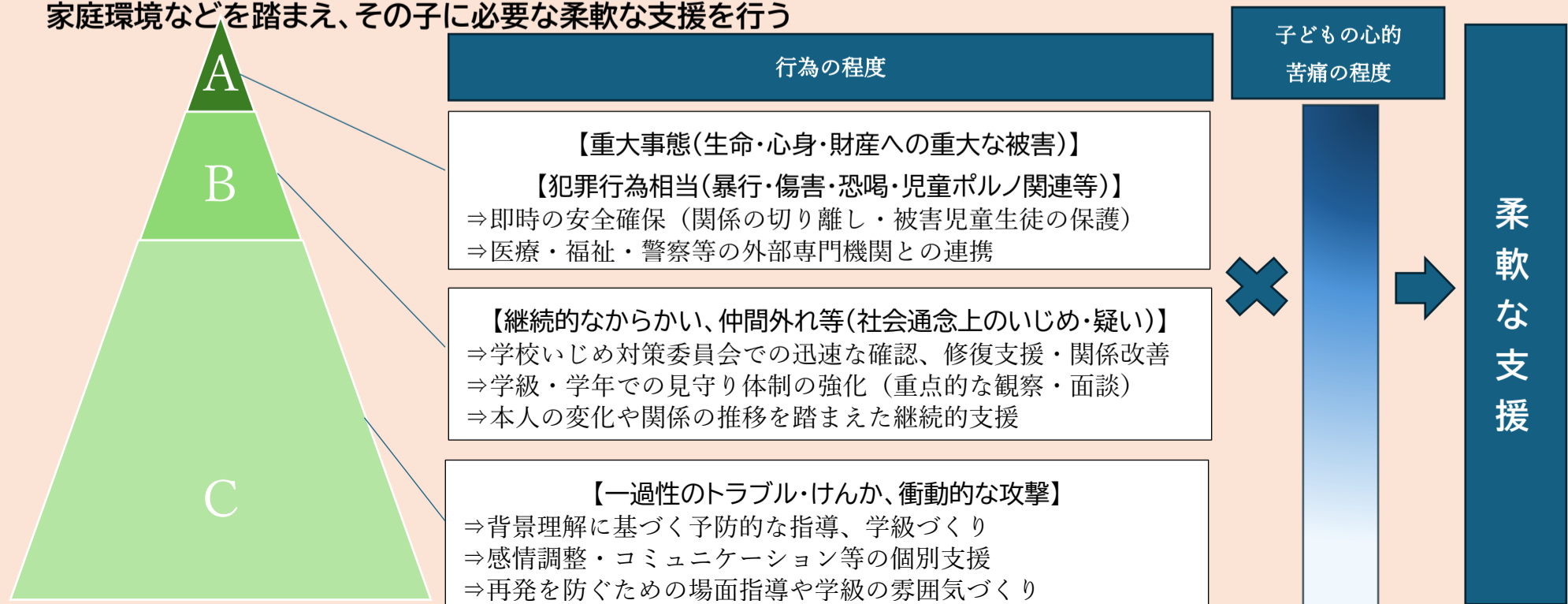
- ・本条例における「いじめ」は、いじめ防止対策推進法第2条の定義を基本としつつ、
- ・形式的・客観的な行為の有無のみではなく、子どもが感じている心理的・身体的苦痛を重視して捉える。
- ・また、育ちの環境や背景事情の中で生じる事象であると捉える。

その上で、

- ・財産・精神・身体・生命に重大な危険を及ぼすものから
- ・日常の関係性の中で生じる軽微だが継続的な傷つきまで幅のある現象として整理し、同一の対応を当てはめない。

〈いじめに関わるすべての子どもへの支援イメージ〉

行為の程度や子どもの心的苦痛の程度のほか、子どもへの影響度合いや本人の対処能力、安心して過ごせる場の有無、家庭環境などを踏まえ、その子に必要な柔軟な支援を行う



2 基本理念

(1) 子どもの最善の利益

- ・判断・対応のすべてにおいて、子どもの最善の利益を軸とする。
- ・最善の利益は、子どもの現在の生活や成長段階だけでなく、将来にわたる成長や自立を見据えた視点から捉える。
- ・子どもの意見表明権を尊重し、「どうしてほしいか」「どうなりたいか」を丁寧に聴く。
- ・子どもに寄り添った、学校の専門性と知見を活かした対応を行う。
- ・被害を受けた子どもの安全・安心の確保と尊厳の回復を図ることを最優先とする。

(2) 起こり得るものとしてのいじめ

- ・いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る。
- ・「いじめを起こさない学校」ではなく、「いじめが起きにくい学校」「気づき、支え、深刻化させない学校」を目指す。

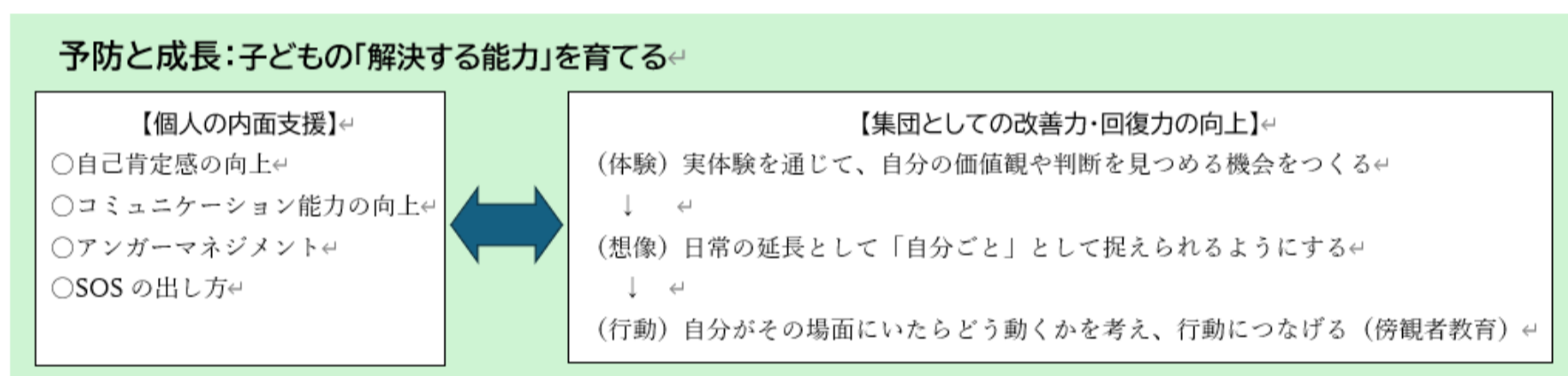
(3) いじめの対応の考え方

- ・処罰や責任追及を目的としない。
- ・行為の背景、子ども同士の関係性、発達段階等を理解した上で、関係の修復を重視する。
- ・これにより、子どもの成長機会を確保し、子ども自身が自ら考える機会を創出するとともに、子どもの発達や学びの過程に即した対応を行う。

III 段階別の基本的な考え方

1 予防（平時）

- ・子ども一人ひとりの違いが尊重され、成功体験だけではなく失敗や葛藤を通した学びが大切にされる学級運営・学校文化の形成。
- ・対話力、ソーシャルスキル、感情の扱い方、ネット上の関係性理解など、いじめに至らないための力を育む参加型の教育の重視。（感情調整、ネットリテラシーの育成、DCの実施）
- ・子ども・保護者・教職員が、いじめが起きた場合の考え方や対応の方向性を共有している状態をつくる。（学校いじめ防止基本方針を子ども・保護者・地域・教職員で共有・共通理解を図る）



2 兆候（早期発見）

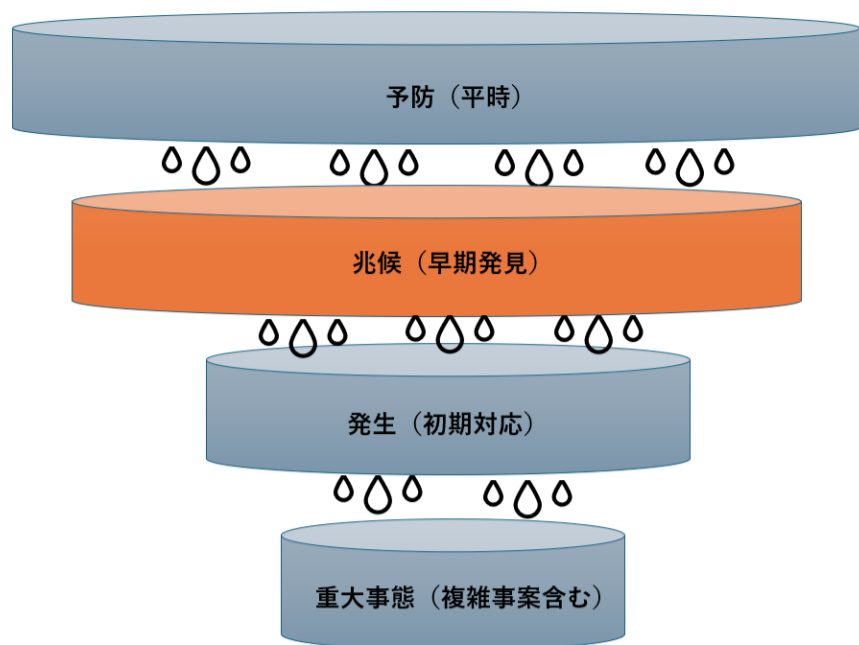
- ・明確な被害申告がなくても、
 - 行動や表情の変化
 - 子ども達の関係性の変化
 - 周囲の違和感 を重要なサインとして捉える。
- ・本人の申告だけではなく、複数の目・チームによる観察・日常的な対話を重視する。
- ・教員個人での対応から、休み時間も含めた学校生活全般において網羅的に目を向けられるよう、「チーム学校」への体制に変化させていく。
- ・コミュニケーションや行動の変化を「問題行動」として指導するだけではなく、伴走・支援の対象としても扱う。

3 発生（初期対応）

- ・単なる事実認定ではなく、子どもの心情・不安・恐怖への寄り添いを中心に置いた対応を行う。
- ・被害・加害の固定化を避け、背景事情（発達特性、家庭・環境要因等）を丁寧に把握する。
- ・子ども同士の関係の修復と安全・安心な学校生活環境の確保を同時に進める。

4 子どもを中心に据えた解決観

- ・解決は一律でなく、対話による関係の修復、距離の調整、環境調整 など、複数の柔軟な選択肢を許容し、形式的な謝罪をもって安易に解決としない。
- ・大人が結論を押しつけ、収束させるのではなく、子ども自身が修復の解決過程に関わることを重視する。
- ・学校の専門性と知見を活かした、子どもを第一とした対応を迅速に行う。



いじめへの対応を予防から重大事態まで段階的に捉えた対応の全体像
⇒各段階からこぼれたものが次の段階に落ちていくというイメージ

IV 重大事態への対応

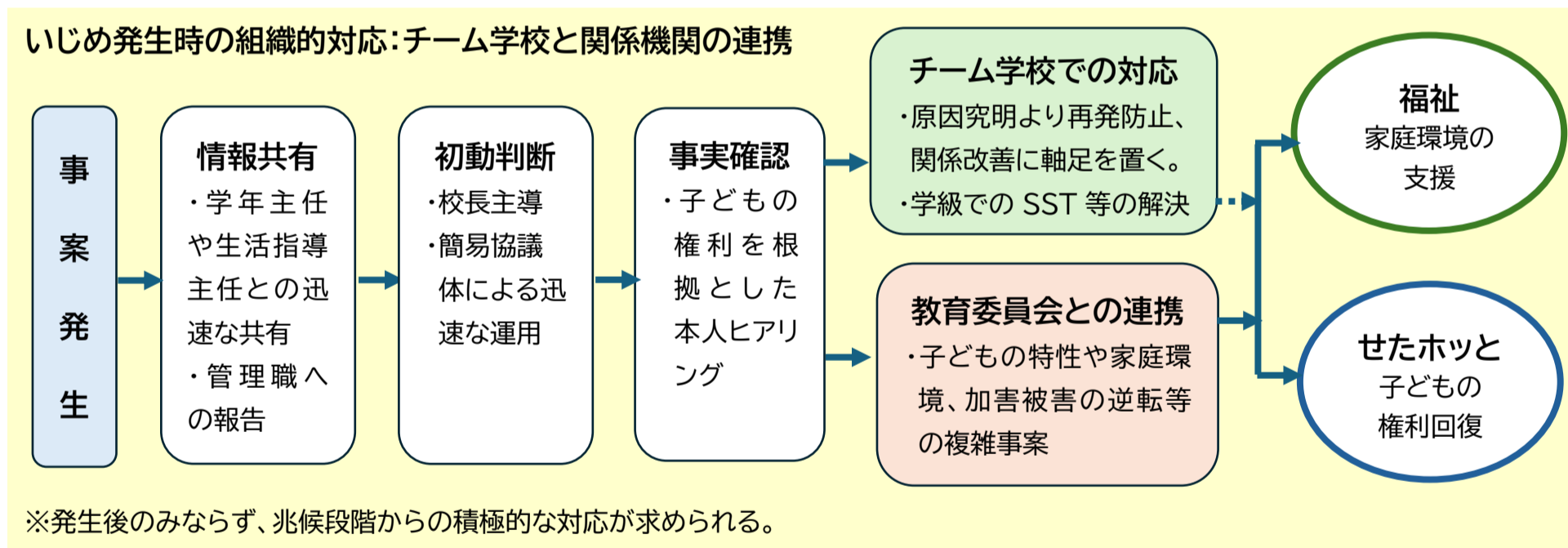
1 重大事態への基本姿勢

(1) 最優先事項

- ・即時の児童・生徒へのいじめ行為の停止。
- ・被害を受けた子どもの生命・心身の安全と学習保障。
- ・迅速な支援の開始と被害を受けた児童・生徒への支援継続。

(2) 調査の考え方

- ・学校調査・教育委員会調査・第三者委員会調査には、それぞれの役割と対応できる範囲がある。
- ・子どもの状態・保護者の思いを踏まえ、最も適切な調査主体を選択する。
- ・調査の段階においても、支援が確実に行われる体制を整備する。



2 重大事態のうちの複雑事案への基本姿勢

(1) 複雑事案の特徴

- ・加害・被害が入れ替わる（お互いに被害を訴える）。
- ・発達特性や環境要因が影響している。
- ・SNS等、学校外が主な舞台となる傾向がある。
- ・関係者からの過度な介入・要求が起こりやすい。
- ・対応の遅れや不十分な関わりにより事態を深刻化させるおそれがある。

(2) 対応の基本方針

- ・「どちらが悪い」を決めることを目的とせず、子どもの安全・安心の確保と状況の改善を最優先とする。
- ・いじめは、適切な対応を怠ればいかなる場合でも重大な事態へと発展し得るとの共通認識を教職員間で共有し、組織的に情報を把握・共有する。
- ・心理士等の専門家も迅速に関わるなど、第三者・専門的機関との短期・中期の見通しを持った連携による重層的な支援を行う。
- ・必要に応じて第三者の視点を導入し、学校・家庭・子どものそれぞれが孤立しない体制を整える。
- ・子どもの意見を第一とした、学校による対応及び第三者・専門機関での子ども・保護者への対応を行う。

V 各主体の責務

1 学校・教職員

- ・学校及び教職員は、いじめの防止等に当たり、個人対応に依存することなく、組織として連携し、チーム学校による対応を行う責務を有する。
- ・教職員は、すべての子どもを受け入れる学校・学級環境の形成に努め、発達特性や困難さを有する子どもへの理解を広げるとともに、すべての子どもが主体的に考え、関係の修復に向かう過程を支援する。
- ・学校は、教職員間及び教育委員会との情報共有を図り、学校いじめ防止基本方針の見直し並びに学校いじめ対策委員会の運営を適切に行う。

2 保護者

- ・保護者は、いじめの防止等について学校と基本的な考え方を共有し、相互の信頼関係に基づき連携・協力するよう努める。
- ・保護者は、子どもの様子や意見に目を向け、いじめの兆候に気付いた場合には、早期に学校へ相談又は情報提供を行うとともに、子どもの意思を尊重し、子どもと共に考えるよう努める。

3 地域・関係機関

- ・地域及び関係機関は、子どもの変化やいじめの兆候に気付いた場合には、学校への情報提供に努める。
- ・地域及び関係機関は、学校及び関係機関と連携し、子どもの居場所や相談先の確保に努めるとともに、いじめを経験した子ども及びその保護者が孤立しないよう支援体制の充実を図る。

4 教育委員会

- ・教育委員会は、いじめに関するデータや知見を収集・分析し、学校現場へ還元するとともに、実効性のある施策の推進を図るものとする。
- ・教育委員会は、学校及び教職員の対応力向上を支援し、スクールソーシャルワーカー等の専門職を活用した体制整備に努める。

VI 制度・体制の考え方

1 連携・協議のための常設体制

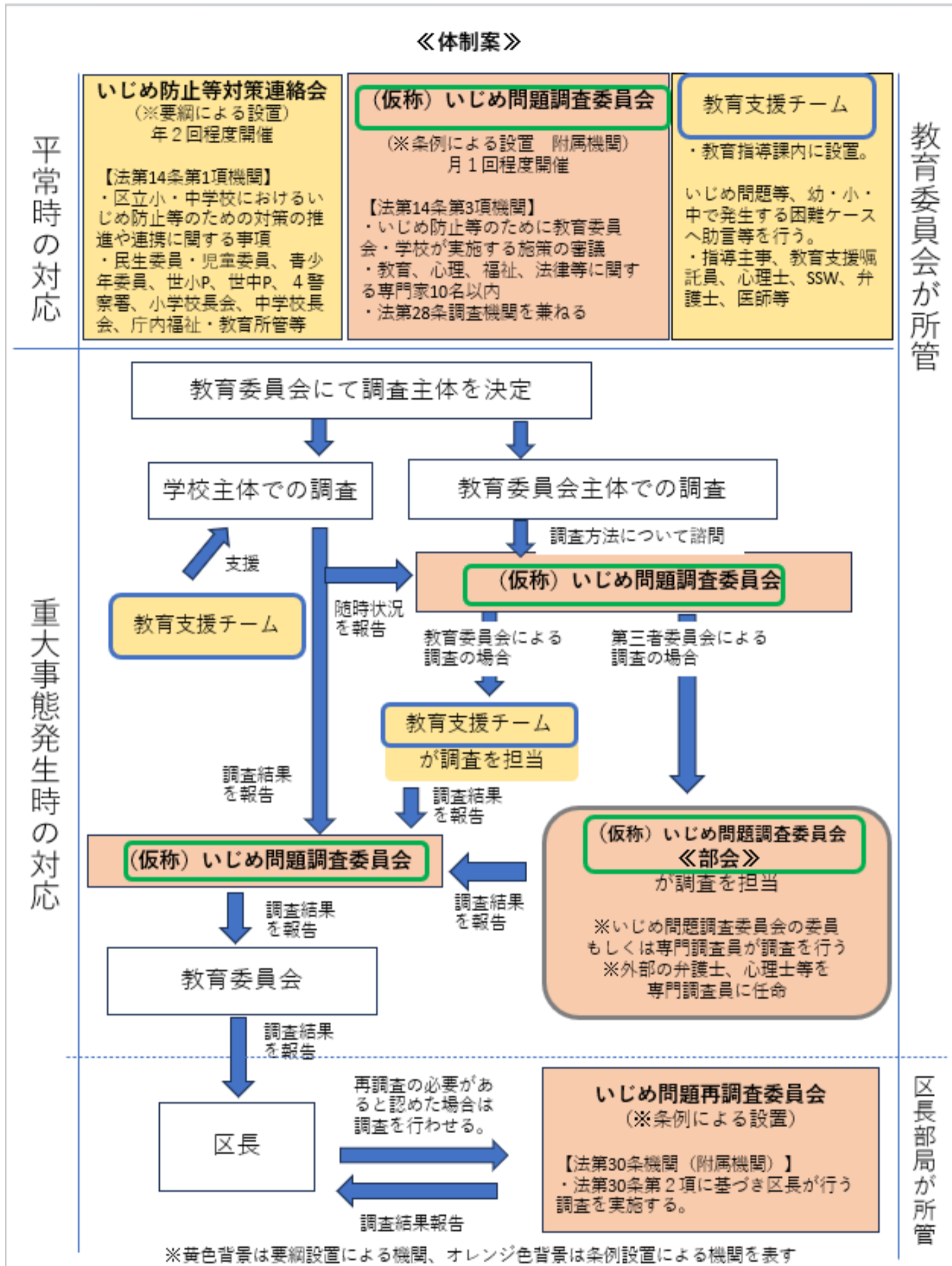
- いじめ防止等対策連絡協議会（要綱設置・年数回開催）
 - ・学校、保護者、地域、関係機関が情報共有・連携
 - ・平時の取組と予防を中心に扱う

2 専門的・中立的な調査体制（条例設置）

- （仮称）いじめ問題調査委員会（附属機関として設置）
 - ・教育、心理、福祉、法律等の専門家で構成
 - ・教育委員会の附属機関
 - ・法第28条調査機関を兼ねる
 - ・施策の検証・提言も担う
 - ・調査部会・専門調査員
 - ・案件に応じて弁護士・心理士等が調査を担当

3 再調査の仕組み

- （仮称）いじめ問題再調査委員会
 - ・区長部局附属機関
 - ・必要に応じて再調査を実施
 - ・調査結果について、区長から区議会へ報告



VII 条例全体を貫く視点

- ・予防・兆候・発生・重大事態を分断せず一連のものとして捉える。
- ・声を上げられない子どもを前提に制度設計を行う。
- ・すべての制度・対応について、「子どもの立場に立っているのか」を常に点検できる体制を組む。

1 目的

（仮称）いじめ防止等対策推進条例の策定にあたり、いじめに関する児童・生徒の意見や考え、実態等を把握し、条例の内容や取り組みの検討材料とする。

2 対象

世田谷区立小・中学校児童・生徒

3 調査方法及び実施時期

(1) 学級等における話し合い

① 対象

世田谷区立全小・中学校

※小学校低学年、小学校中学年、小学校高学年、中学校1～3年、特別支援学級から、指定された学年のうち1学級

※特別支援学級を指定された学校については、通常の学級の話し合いに特別支援学級の児童・生徒が参加する等の方法も可とする。

② 実施時期

令和8年4月から6月までの間で、各学校が設定する任意の日程

③ 実施方法

教育委員会が指定する学年（別紙1）の各学級等において、学級活動の時間等を活用し、「友達と仲良くするためにはどうしたらよいか」「友達とのトラブルが起きたときどのようにしたらよいか」「友達とのトラブルが起きないようにするにはどうしたらよいか」等を主な議題として話し合いを実施し、各学校につき、1学級分の話し合いの内容について、オンラインフォームで回答する。

※話し合いでは、特定の個人や事案が特定されることのないよう配慮する。

※発言を強制することのないよう、児童・生徒の気持ちに十分配慮して実施する。

(2) アンケート調査

① 対象

世田谷区立小・中学校に在籍する全児童・生徒

② 実施時期

令和8年6月（小学校1年生のみ9月）

③ 実施方法

- ・「子ども意見アンケート募集動画」により趣旨を説明したうえで実施する。
- ・学校名及び学年を回答項目とし、オンラインフォームを活用して実施する。

④ 回答上の配慮

- ・回答したくない質問については、無理に回答させない。

⑤ 質問内容

※別紙

(3) ワークショップ

① 開催日時

令和8年7月下旬～8月上旬

3時間程度を想定

② 会場

未定（教育総合センター研修室等）

③ 参加者想定

○子ども

- ・小学5年生～中学2年生までの無作為抽出した15名程度

※選定方法について調整中

○進行者

- ・フォーラムシアターのファシリテーター、アクター
- ・事務局担当者
- ・条例検討委員より数名（心理士資格を持つ委員等）

④ 内容

- ・フォーラムシアター（個人やコミュニティの問題の解決を目指し、行動する存在へと意識化する手段。演劇的手法を用いる。）で、いじめの事例を取り上げて、子どもたちから解決に向けた意見をもらい、ストーリーを変化させていく。
- ・振り返り。フォーラムシアターでの気づきを基に、いじめが起きたときに自分たちはどうしたいのか、条例にあったらいいと思う内容等を話し合う。

⑤ 心理的安全性確保のための取り組み

- ・参加者はニックネームで呼び合い、所属校や氏名を明かさない。
- ・座談会は、心理士資格を持つ委員等が心理的安全性に配慮しながら進行をする。
- ・シンポジウムでは、ワークショップで出てきた意見を取りまとめて匿名の状態で紹介する。
- ・フォーラムシアターの様子は、子どもたちの背後から顔が見えない状態で撮影を行う。

4 その他

○アンケート結果は、各学校に返すとともに、子ども達にも返信する。また、ワークショップの様子と合わせて、9月に開催予定のシンポジウムで紹介する。

(別紙) アンケート質問内容

- 1 新学期以降、友だちとの関係で「嫌だな」「困ったな」と感じたことはありますか。(単一回答)
□ある □ない
- 2 (1で『ある』と答えた人) それはどのくらいありましたか。(単一回答)
□1~2回 □月に2~3回 □週に1回くらい □週に何回も
- 3 「嫌だな」「困ったな」と感じた内容はどのようなことでしたか。(複数回答可)
□悪口・からかい □無視・仲間外れ □叩く・蹴るなどの行為 □ネット・SNSでの嫌なこと □その他()
- 4 昨年と比べて、「嫌だな」「困ったな」と感じたことは、増えていると感じますか、減ったと感じますか、それとも変わりませんか。
※単一回答
□増えた □減った □変わらない
- 5 それは主にいつ起こりましたか。(複数回答可)
□登下校中 □朝の時間 □授業中 □休み時間 □放課後 □委員会・部活動
□学校が休みの日 □その他()
- 6 どこで起こりましたか。(複数回答可)
□教室 □教室以外の場所 □学校以外 □インターネット・SNS □その他()
- 7 「嫌だな」「困ったな」と感じたあと、あなたはどんな気持ちになりましたか。(複数回答可)
□悲しかった □腹が立った □怖かった □一人になりたかった □学校に行きづらいつと感じた
□許せなかった □やり返したかった □二度と会いたくなかった □その他()
- 8 そのとき、どんな行動をとりましたか。(複数回答可)
□何もしなかった □距離を取った □誰かに相談した(ヒト) □AIに相談した
□きつい態度をとってしまった □ほかのことで気を紛らわした
- 9 それはなぜですか。(記述式)
- 10 新学期以降、友だちが「嫌だな」「困ったな」と感じている様子を見聞きしたことはありますか。(単一回答)
□ある □ない
- 11 そのとき、あなた自身はどんな気持ちでしたか。(複数回答可)
□心配だった □怖かった □自分も不安だった □どうしてよいかわからなかった □特になにも思わなかった
□ほかのことで気を紛らわした □その他()
- 12 そのとき、どんな行動をとりましたか。(複数回答可)
□助けてあげたいと思って動いた □何もしなかった □距離を取った □誰かに相談した(ヒト) □AIに相談した
□きつい態度をとってしまった □その他()
- 13 それは、なぜですか。(記述式)
- 14 これまでに、友だちに対して強いイライラや嫌な気持ちをもったことはありますか。(単一回答)
□ある □ない
- 15 (14で『ある』人) そのとき、どんな行動をとりましたか。(複数回答可)
□何もしなかった □距離を取った □誰かに相談した □AIに相談した □きつい態度をとってしまった
□ほかのことで気を紛らわした □その他()
- 16 それはなぜですか？(記述式)

- 17 自分や友だちが困ったとき、学校や学校以外の相談先を知っていますか。(単一回答)
知っている あまり知らない
- 18 (8、12、15で相談した人) 誰に相談しましたか。(複数回答可)
担任の先生 担任以外の先生 友だち 家の人 学校外の相談先 その他 ()
- 19 (8、12、15で相談した人) 相談したことでどのような気持ちになりましたか。(複数回答可)
気持ちが楽になった 安心した 話をきいてもらえてうれしかった あまり変わらなかった
かえって気持ちが重くなった。
- 20 (8、12、15で相談していない人) 相談しなかった理由は何ですか。(複数回答可)
言いにくかった 心配をかけたくなかった 解決しないと思った 仕返しが不安だった
チクったと思われそうだった その他 ()
- 21 (8、12、15で相談していない人) 相談しやすくするためには、どのようなことがあるといいですか。(複数回答可)
声をかけてもらうこと 安心して話せる場所があること 秘密が守られること 時間があること その他 ()
- 22 相談するとしたら、どんな関わりをしてもらえるとよいですか。(複数回答可)
話を聞いてほしい 気持ちを整理する手伝い 一緒に考えてほしい 相手に伝える時に支えてほしい
- 23 「嫌だな」「困ったな」と感じたこと、自分のイライラから立ち直るために、自分に身についたらよいと思う力や方法は何ですか
(記述)
- 24 自分の携帯電話やスマートフォンを何年生から持っていますか。 ※単一回答
小学校1年生 小学校2年生 小学校3年生 小学校4年生 小学校5年生 小学校6年生
中学校1年生 中学校2年生 中学校3年生 持っていない
- 25 (持っていない人は) 何年生から持ちたいですか。 ※単一回答
小学校1年生 小学校2年生 小学校3年生 小学校4年生 小学校5年生 小学校6年生
中学校1年生 中学校2年生 中学校3年生 高校生
- 26 ネットやSNSで嫌な思いをしたことはありますか。(複数回答可)
悪口を書かれた 仲間外れにされた 写真や情報を勝手に使われた 特にない
- 27 ネットやSNSを安心して使うために、どんなルールがあるとよいと思いますか。(記述)
- 28 学校に『いじめ防止のルール』を作っていることを知っていますか。(単一回答)
知っている 知らない
- 29 そのルールづくりに、あなたは意見を言ってみたいと思いますか。(単一回答)
はい いいえ
- 30 みんなでルールを考えると、あなたができそうだと思うことは何ですか。(記述)
- 31 安心して学校生活を送るために大切だと思うことを、自由に書いてください。(記述)

(仮称) いじめ防止等対策推進条例 (素案) シンポジウム (案)

1 目的

「(仮称)いじめ防止等対策推進条例」の策定に向け、条例(素案)を説明するとともに、子どもたちからの意見を紹介し、区民の意見を直接的に聞くため、シンポジウムを開催する。

2 シンポジウム開催概要

(1) 開催予定日時

令和8年9月26日(土) 14時～16時30分

※ 区民意見募集(想定: 9月15日～10月8日)

(2) 会場

せたがやイーグレットホール 集会室A・B(定員: 157名)

(3) シンポジウムの名称

(仮称)「いじめが起きたとき—わたしたちがしてほしいこと」

(4) 開催方式

対面(事前申込100名)及び動画配信(ウェビナー)

開催後、一定期間、当日の様子を収録した動画を配信する。

(5) 周知方法

区のおしらせ(8月1日号)、ホームページ、すぐえる等

3 実施内容

(1) タイムスケジュール(2時間30分)

時刻	所要時間	内容
14:00	5分	教育長挨拶、事務連絡
14:05	10分	条例素案について
14:15	10分	子どもアンケート結果について
14:25	20分	事前ワークショップの報告(動画上映含む)
14:45	15分	休憩
15:00	85分	パネルディスカッション「いじめが起きたとき—わたしたちがしてほしいこと」(会場からの質問含む)
16:25	5分	区長挨拶、事務連絡、アンケート回収

(2) パネルディスカッション内容

アンケート・ワークショップをふまえ、いじめが起きたときに子どもたちが望む対応とはなにか、大人はどのように関わるべきかについて話し合う。